

第5章 Q&A

問い： 議員には、どうすればなれるのですか？

答え： 選挙権がある満25歳以上で、引き続き3ヶ月以上市内に住所のある人には、市議会議員に立候補する資格（被選挙権）があります。議員になるには、4年ごとに行われる市議会議員選挙に当選することが必要です。

問い： 議員定数はどのようにして決まっているのですか？

答え： 都道府県及び市町村議会の議員の定数は、地方自治法の定めるところにより、人口区分に応じた数を上限数として条例で定めなければなりません。田辺市議会の議員の定数は、「人口5万以上10万未満の市」に該当し、自治法の上限数では30人ですが、議員の定数条例において26人と定めています。

問い： 「議員バッジ」はいつ誰からもらうのですか？

答え： 市議会議員選挙での当選確定後、各議員に貸与されます。市議会議員バッジは全国共通のデザインとなっています。

問い： 「議員バッジ」はいつも着けていなければならないのですか？

答え： 常時つけていなければならないという明確な規定（決めごと）はありません。着用を定めている市議会もありますが、ほんの一部です。田辺市議会では、議員の自主性に任せています。

問い： 議員になると、以前の仕事は辞めなければならないのですか？

答え： 法律（地方自治法第92条「兼業の禁止」、同条第2項「議員の兼業の禁止」）で禁止されている職業（衆議院・参議院議員、県議会議員、行政職員、市との請負契約者、法人の無限責任社員や取締役、監査役など）以外ならば、辞める必要はありません。

問い： 議員に「出席簿」はあるのですか？

答え： 議員の身分は「非常勤特別職」ですから、毎日出勤する必要はありません。ただし、議会の会議（本会議・委員会）や視察などを休む場合は、欠席の申し出をすることになっています。

問い： 議員が家にいるときは休みなのですか？「休暇」はあるのですか？

答え： 議員には一般的な「休暇」制度はありません。議員にとって、議会の会議や市の行事などに出席するほか、地域住民の要望や生の声を聞くことも大切な仕事です。議会以外での政務調査活動もあり、公務、私的活動の区分がしにくいことから、「24時間休みなし」と言うこともできます。

問い： 議会ではなんと呼び合っているのですか？

答え： 本会議では「〇〇議員」、委員会では「〇〇委員」と呼んでいます。普段は「〇〇さん」「〇〇議員」という呼ぶ方もあり、決まりはありません。

問い： 議場の「議席」はどうやって決まるのですか？

答え： 本会議の議席は、原則として当選回数及び年齢により議長が決めています。

問い： 議員の「報酬」はどうやって決めるのですか？

答え： 議員の報酬額は、「田辺市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」で定められています。報酬額を変更する場合は、この条例の改正が必要で、市長が諮問する特別職報酬等審議会からの答申を受けて議案と

して提出され、議会の議決を経て決められます。

問い： 議員にも「退職金」や「定年」はあるのですか？

答え： 議員には退職金や定年はありません。

問い： 議員にも年金はあるのですか？

答え： 議員に当選すると、議員共済年金制度に強制加入することになります。毎月の報酬から掛け金が支払われており、議員としての在職期間が12年以上で受給資格が得られ、議員を退職後、65歳から支給されます。

問い： 議会における「会派」とは、どのような集まりをいうのですか？

答え： 会派は、所属政党あるいは市政に対する考えや意見を同じくする議員が、自分たちの考え方を市政に反映させるために集まって作る団体のことで、所属議員2人以上が会派の構成要件となっています。

問い： 一般質問ではどのようなことを取り上げて質問されるのですか？

答え： 一般質問は、議員が地方公共団体の行政全般にわたって、執行機関に対して事務の執行状況や市の将来に対する方針などを質問することで、各定例会において行います。従って、その質問内容は、まちづくりや教育、保健福祉、産業、社会基盤などまさに多岐にわたっています。

問い： 一般質問会には時間制限をもうけているのですか？

答え： 議会の申し合わせにより、一般質問の制限時間を執行部の答弁を含めて最大90分と決めています。また、一般質問の形態はすべて個人質問となっており、会派ごとのいわゆる代表質問は認めていません。

問い： 議員はなぜ「視察」をするのですか？

答え： 田辺市のさまざまな行政課題を解決するためには、幅広い知識や情報が必要となります。議員は田辺市のことばかりでなく、全国の各自治体が行っている先進的な政策などについて調査・研究し、参考とするため、視察を行っています。

問い： 議長と副議長はどうやって決めるのですか？

答え： 一般選挙後の初めての議会では、年長議員が臨時議長となり、議員の中から議長、副議長を選出（選挙）します。田辺市議会では、議長、副議長の任期は申し合わせにより決められており、任期の途中で辞任したときは、改めて選挙を行い、新しい議長や副議長を選出します。

問い： 議長、副議長は毎日、議会に来るのですか？

答え： 他の議員と同様、非常勤特別職であるため、毎日議会に来る義務はありません。しかし、さまざまな行事への出席や議会の意思決定を行う業務があるため、他の議員と比べると議会へ来る回数は多く、毎日に近い形になっています。

問い： 議長、副議長に「出張」はあるのですか？

答え： 市内での各種会議やさまざまな行事への出席のほか、全国市議会議長会などの会議へ出席するため、出張はかなり多くあります。